

令和4年9月28日  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく  
「2022年度下期～2027年度上期プロジェクト情報管理システムを使用した文書管理支援業務」の  
落札者の決定に伴う契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を行った「2022年度下期～2027年度上期プロジェクト情報管理システムを使用した文書管理支援業務」については、下記の通り契約を締結しました。

記

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区鍛冶町2丁目9番12号 神田徳力ビル5階  
日本レコードマネジメント株式会社  
代表取締役社長 仲田 英明

2. 落札金額

105,600,000円(税込み)

3. 履行期間

令和4年10月1日～令和9年9月30日

4. 業務の実施内容及び確保されるべき質に関する事項

(1) 業務の概要

本業務は、JAXA職員が作成または取得した、紙文書または電子ファイル(以下、これらをまとめて「文書」という。)を、各プロジェクト等で蓄積・管理し、これらの文書を有効に活用する環境を整備することによりプロジェクト等業務の効率化・確実化に資すること。さらに、指定文書については、全社的に有効に活用できる環境に整備することにより、職員の業務の効率化を図るため以下の業務を行う。

①プロジェクト情報管理システムを使った文書の登録、維持管理

(2) 業務の詳細な内容

本業務は、以下①～②の業務から構成されている。

①プロジェクト情報管理システム(PIMS)を使用した支援業務

- ・文書の登録・維持
- ・JAXA文書管理システムへのデータ伝送
- ・環境変化に対する対応

- ・作業手順等の更新管理
- ・PIMS の運用に必要な情報の維持・管理
- ・問合せ対応
- ・利用者支援及び文書管理の啓発

②付随する業務

(3) 業務の範囲

本業務は、筑波宇宙センター、東京事務所、宇宙科学研究所で実施する。また、情報の種類として、JAXA が作成または外部組織から入手した会議資料、技術資料、成果報告書等を取り扱う。

(4) 事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

契約相手方は、以下を確保されるべきサービスの質を保持するものとする。なお、いずれの場合も職員に原因が由来して質を確保できなかった場合を除く。

① 契約相手方は、調達仕様書 6 項に定めた作業毎の内容及び実施計画書(調達仕様書 8.1 項)に沿って、本業務を適切に行うこと。

②仕様書 6.1.2 項の作業において、エラー率を 0.5%以下とすること。

③技術情報は日々、利用し活用できることで本業務の評価が確認できる。利用部署に対し以下の趣旨を含むアンケートを行い上位 2 段階で 6 割以上を達成すること。アンケートの回収率は、PIMS 利用部署の登録を担当している職員等に対し 8 割以上とする。

それぞれ4段階(満足、ほぼ満足、やや不満足、不満足)に分けて評価をする。全回答の 60%以上が満足、またはほぼ満足の回答であることをもって判断する。ただし、利用したことがないサービスは対象外とする。

- ・速やかに PIMS に情報を登録したか
- ・登録内容に誤りはなかったか
- ・研修はわかりやすかったか
- ・操作等が分からなかった時の対応は速やかに行われたか
- ・その説明はわかりやすかったか

5. 機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約相手方が講ずべき事項

(1) 契約相手方が機構に報告すべき事項等

①報告等

ア.本業務に関して、機構に寄せられたクレームや問合せについて、機構から報告を求められたときは、契約相手方はこれに応じなければならない。

イ.本業務に関して、契約相手方に寄せられたクレームや問合せについて、契約相手方はその内容及び対処方法を毎月末機構に報告しなければならない。

ウ.契約相手方は、本業務を実施するにあたり、契約履行期間中の事故の防止等、機構職員の安全衛生については十分配慮するとともに、事故等(セキュリティインシデントも含む)が発生した場合、迅速に対応するとともに、速やかに機構に報告しなけ

ればならない。また、機構の求めに応じて、文書を作成し、提出すること。

## ②指示

機構は、契約相手方による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、契約相手方に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

## (2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置

### ①個人情報の保護

契約相手方は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。また、契約相手方が本業務に関して知り得た機構の保有個人情報についても適切な管理をしなければならない。

### ②業務上知り得た秘密

契約相手方で、その役職員その他本業務に従事する者又は従事していた者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

## (3)契約に基づき講ずべき措置

### ①本業務の開始及契約条件

ア.契約相手方は、締結された契約に定められた事業開始日に本業務を開始しなければならない。

イ.本契約の契約条件等は、本実施要項及び請負に係る取引基本契約書によるものとする。

### ②金品等の授受の禁止

契約相手方は、本業務において金品等の授受を行ってはならない。

### ③宣伝行為の禁止

契約相手方及びその事業に従事する者は、機構の名称並びにシンボルマークを本業務以外の契約相手方自らが行う事業の宣伝に無断で使用すること及び自らが行う業務が本業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

### ④法令の遵守

契約相手方は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

### ⑤安全衛生

契約相手方は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

### ⑥記録及び帳簿

契約相手方は、本業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

### ⑦権利の譲渡等

ア.契約相手方は、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡して

はならない。

イ.契約相手方は、本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

#### ⑧下請負

ア.契約相手方は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者に請負わせてはならない。

イ.契約相手方は、本業務の実施にあたり、その一部について第三者に請負わせる場合は、当該下請業者の行為はすべて、当該民間事業者の行為とみなす。

ウ.下請業者は、上記5. (2)及び(3)の②から⑦までに掲げる事項については、契約相手方と同様の義務を負うものとする。

#### ⑨契約内容の変更

機構及び契約相手方は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の了承を得るとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。(機構側の事由による変更としては、法律及び機構規程類の改正、組織改正、情報システムの更新等を想定。)

#### ⑩契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、当該契約金額の100分の10に相当する金額を機構に納付するとともに、機構との協議に基づき、当該契約解除に係る事務処理が完了するまでの間、責任をもって当該業務の処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。ただし、前記違約金の定めは違約金額を超過する損害額についての損害賠償及び機構による違約金額の減免を妨げるものではない。

ア.偽りその他の不正の行為により落札者となったとき。

イ.文部科学省競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ.契約に沿った本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ.ウ.に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ.法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ.法令又は契約に基づく指示(「5. 機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施のために契約相手方が講ずべき事項」に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。)に違反したとき。

キ.民間事業者又はその役職員その他本業務に従事する者が、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ク.暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ケ.暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑪損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑫不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず民間事業者の責に帰することができない事由により本業務の全部又は一部の実施が遅滞又は不能となった場合には責任を負わない。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議する。

6. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関する契約  
相手方が負うべき責任等

(1) 機構による求償

機構が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 民間事業者による求償

民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は機構に対し、求償することができる。

7. 契約相手方における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

契約相手方が行なう主な業務は、JAXA職員が作成または取得した、紙文書または電子ファイルを、各プロジェクト等で蓄積・管理し、これらの文書を有効に活用する環境を整備しプロジェクト等業務の効率化・確実化に資すること。さらに、指定文書については、全社的に有效地に活用できる環境に整備することにより、職員の業務の効率化を図るものである。

本業務を遂行するに当たっては、社団法人日本経営協会認定の公文書管理検定実務編以上等の資格保有者で、文書管理の監督業務等の経験を3年以上有する実施監督員1名を配置し、実施状況や運用員の業務全般にわたる運営の管理を行う実施体制をとる。

実施方法については、調達仕様書「2022年度下期～2027年度上期プロジェクト情報管理システムを使用した文書管理支援業務」に基づき適切に実施する。